この一年を振り返って

第三部第一課
（文部科学、科学技術等担当）

小野寺　容資

平成17年４月　入局
平成22年４月　政策研究大学院大学留学
平成26年７月　米・南カリフォルニア大学留学
平成28年７月　現職

7月～9月

―新体制発足―

- 夏の人事異動によって当課は新しい課長を迎えた。課の雰囲気は課長で決まるといっても過言ではない。新課長が示す運営方針を確認し、それに基づいて課内を具体的にマネジメントしていくことが課長補佐級の大切な仕事である。また当課に新人が配属されることになった。多くの案件を抱えている当課で様々な経験を積んでほしいと思う。「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ」。この1年はコーチングも重要な課題になりそうだ。
- 課の体制が固まったところで夏季休暇。留学していたLAに。留学当時に熱心に通っていた合気道の道場では、あの日と同じようにみんなが私を迎えてくれる。また、業務との気分転換に、休日は書道家の練成会に参加し、書道にひたすら没頭する。

10月～12月

―特別会―

- 衆議院議員総選挙後の国会。依頼者側である議員サイドの体制が変わると、立案作業にも影響がある。継続して依頼を受けている案件については、新体制の下でも引き続き成立に向けて作業を続けていくことを確認し、会期内で論点整理等を進めていく。
- また、今秋は業務説明会の担当者となり、様々な大学等で話をさせていただいた。多くの学生に法制局について関心を持ってもらえれば嬉しい。

1月～3月

―常会前半―

- 第196回国会（常会）開会。超党派のスポーツ議員連盟より新規の立案依頼。2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を円滑に実施するために開会日等の休日化や電波法の特例措置などの法制度を整備するという。超党派や与党の議員によって依頼される議員立法の場合、法律案の成立後に行政府が法律を適切に執行できるよう、関係府省庁とも事前に調整を行う。今回のオリパラ関連法案※の場合、スポーツ庁、内閣官房オリパラ事務局、内閣府、総務省などの担当者と調整をした上で法律案の内容を確定させていく。
- オリパラ関連に限らず、国会開会中は、複数の法律案を同時に担当することとなる。他の法律案の条文化、党内手続なども並行して進む。具体的な作業を課員に割り振り、フィードバックした後に課長に上げていく。効率的な仕事の進め方を意識する。

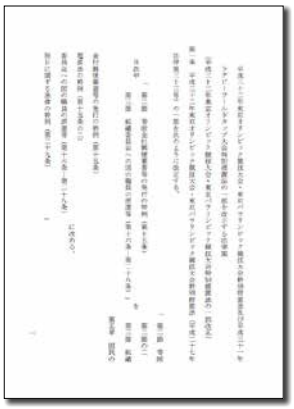

4月～6月

―常会後半―

- 国会後半は、出来上がった法律案をどのタイミングで国会に提出するか、どの政党の賛成を事前に得ておくかなど、依頼議員の政治的な動きを補佐していくことが中心となる。法制局職員はその立場上、特定の政策を主張することはないが、依頼議員に随行し、相手方の議員に法案の経緯や内容を客観的に説明することが求められる。法律案について初めて聞く議員に対して、分かりやすい説明を心掛ける。その後、各党の党内手続と衆参の委員会審査を経てオリパラ関連法案が無事に成立した。成立に至らなかったその他の法律案については、次の臨時会に向けて再度準備を行う。

※　スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案、スポーツ基本法の一部を改正する法律案、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の４本。うち第三部第一課が担当したのは前３本。